

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【公開番号】特開2018-118216(P2018-118216A)

【公開日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2018-029

【出願番号】特願2017-12230(P2017-12230)

【国際特許分類】

B 05 B 12/16 (2018.01)

B 05 B 14/00 (2018.01)

【F I】

B 05 B 15/04 102

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月12日(2019.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有底筒状のシリンダを開口部を下向きにして塗装する際に前記開口部に装着されるマスキング部材であつて、

一端部が開口すると共に前記シリンダの前記開口部の外周面を覆う被覆部と前記開口部の端面に当接する当接部とを有する筒状部と、

前記筒状部の前記当接部よりも前記一端部とは反対側を閉塞する、軸方向に所定の間隔をあけて配置される複数の閉塞部と、

を有し、

前記複数の閉塞部には、それぞれに貫通穴が位置をずらして形成されていることを特徴とするマスキング部材。

【請求項2】

前記複数の閉塞部のうち最も前記一端部とは反対側の閉塞部は、前記筒状部に対して着脱可能に設けられていることを特徴とする請求項1記載のマスキング部材。

【請求項3】

前記筒状部には、外周側に前記一端部側ほど大径となる傾斜面が形成されており、

前記筒状部と前記複数の閉塞部とを有するマスキング部材本体の外側に、前記傾斜面の最大外径よりも内径が小径で、前記マスキング部材本体に対して軸方向に移動可能に設けられた押圧体を備えることを特徴とする請求項1または2記載のマスキング部材。